

# 福井医療大学研究倫理規程

## (目的)

第1条 この規程は、福井医療大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為の予防及び発生した場合の対処のための適切な仕組みを定めることにより、本学における研究倫理の維持及び向上に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「研究活動の不正行為」とは、研究活動又はその発表された研究成果の中に示されたデータ、情報または調査結果等の捏造と改ざん、盗用、及び研究費の不正使用をいう。その用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録したり報告、論文等に利用したりすることをいう。
- (2) 改ざんとは、研究資料・機器・課程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工したりすることをいう。
- (3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。
- (4) 研究費の不正使用とは、本学におけるすべての研究において、研究費の使用ルールに違反して経費を使用することをいう。

## (最高管理責任者)

第3条 大学全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとして最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は学長をもって充てる。

## (統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、不正行為への対応等について機関全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとして統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は事務長をもって充てる。

## (研究倫理教育責任者)

第5条 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上を図るため、研究倫理教育責任者を置くものし、コンプライアンス教育推進責任者の副学長をもってこれに充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究者を対象に定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究促進会議において倫理教育の体制、内容について諮るものとする。

(責任者の公表)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者の氏名は公表するものとする。

(相談受付窓口)

第7条 本学における研究費の使用ルール及び事務処理手続き等に関して、大学内外から相談を受付ける窓口を事務課事務室内に設置し、効率的な研究遂行の適切な支援に努める。

(不正防止計画推進部署)

第8条 大学全体の観点から研究費に係る不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止計画推進部署を事務課内に置く。不正防止計画推進部署は、大学全体の観点から実態を把握・検証し、主体的な不正防止計画の実施にあたる。

(通報窓口)

第9条 研究費に係る不正行為に関する通報を受付ける窓口を事務課内に置く。

- 2 通報窓口は、不正行為の通報に関する仕組みについて、ホームページ等により、大学内外に開示する。
- 3 通報窓口は、研究費に係る不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査)

第10条 最高管理責任者は前条第3項の報告を受けたとき、又は必要に応じて、不正防止計画推進部署に命じて、研究費の運営・管理に関する調査を行うものとする。

- 2 不正防止計画推進部署は、前項の調査を行ったときは、速やかに、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正行為に対する処置)

第11条 前条の調査の結果、不正行為があったと認められる場合において、次の各号のいずれかにより措置するものとする。

- (1) 本学教職員に不正があったと認められる場合においては、その違反の程度に応じて、「福井医療大学就業規程」の定めるところにより、

懲戒処分等の人事管理上必要な措置を厳正に行うものとする。

- (2) 学外の者に不正行為があったと認められる場合においては、必要に応じて取引停止、損害賠償請求又は告訴するものとする。

(研究費の執行に係る意識向上)

第 12 条 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、機関による研究費管理への協力が不可欠であることを研究者が理解するよう、必要に応じて意識向上のための研修等を実施する。

- 2 事務職員が専門的能力をもって研究費の適切な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を適切に支援する立場にあることを理解するよう、必要に応じて意識向上のための研修等を実施する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

